

○始良市総合計画審議会の公募委員の選考に関する要綱

平成22年10月6日告示第1205号

改正

平成28年5月13日告示第293号

平成30年5月11日告示第284号

令和5年3月27日告示第108号

令和8年3月2日告示第82号

始良市総合計画審議会の公募委員の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、総合計画の策定にあたり広く市民の意見を反映させるため、始良市総合計画審議会条例（平成22年始良市条例第237号）第3条第2項に規定する委員の一部を市民の公募により選任するものとし、その委員の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募委員の定数等)

第2条 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、2人とする。

2 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、公募によらず委員を選任することができる。

- (1) 応募期限までに応募がなかったとき。
- (2) 応募者の全員が、次条に規定する応募資格を満たさなかったとき。
- (3) 第8条の規定による選考の結果、候補者がいないとき。
- (4) 応募者が定数に満たなかったとき、若しくは応募者の一部が応募資格を満たさなかったことにより定数に満たなかったとき、又は選考の結果、定数に満たなかったとき。ただし、その満たない人数に限る。

(公募委員の応募資格)

第3条 公募委員の応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 始良市総合計画審議会の委員として委嘱しようとする日現在において、本市に住所を有し、かつ、原則として選挙人名簿に登録されている者
- (2) 原則として、本市で設置する他の附属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関又は学識経験者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として規則、要綱等により設置する機関をいう。）の委員でない者
- (3) 平日に開催する会議に出席できる者
- (4) 本市議会議員及び本市の職員でない者

(公募及び応募の方法)

第4条 公募は、別に定める公募要項（以下「公募要項」という。）を広報紙及びホームページに掲載し、広く周知を行うものとする。

2 公募委員に応募しようとする者は、始良市総合計画審議会公募委員応募用紙（様式第1号）により行うものとする。

3 前項に規定する応募用紙は、公募要項に定める期日までに企画政策課に提出しなければならない。ただし、当該応募が郵送による場合は、当該応募期日の消印の日までを有効とする。

(選考委員会の設置)

第5条 公募委員の選考を適正に行うため、始良市総合計画審議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第6条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、企画部長を、委員には総務部長、総務課長、企画政策課長及び企画政策課職員をもって充てる。

(会議の招集)

第7条 選考委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、非公開とする。

(選考方法等)

第8条 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考は、選考委員会の委員長及び委員が別表に掲げる選考基準の各審査項目について評価し、得点合計75点（以下「基準点」という。）以上

で、かつ、上位の者から選定し、行うものとする。

2 応募者のいずれもが基準点に達しないときは、候補者を選定しない。候補者が委員の就任を辞退し、他に基準点を満たす者がいないときも、同様とする。

3 前2項の選考結果及び内容の開示については、始良市情報公開条例（平成22年始良市条例第17号）及び始良市個人情報保護条例（平成22年始良市条例第18号）の規定の例による。

（選考後の手続）

第9条 委員長は、候補者を市長に報告するものとする。

2 市長は、当該候補者に対し、始良市総合計画審議会の委員就任についての同意を得るものとする。

3 前項の候補者が当該委員の就任を辞退したときは、次点の者を繰り上げる。この場合において、同項の規定は、当該繰り上げた候補者について準用する。

4 市長は、前3項の手続後、直ちに応募者に対し、始良市総合計画審議会委員選任通知書（様式第2号）又は始良市総合計画審議会委員不選任通知書（様式第3号）により選考の結果を通知するものとする。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成22年10月6日から施行する。

附 則（平成28年5月13日告示第293号）

この告示は、告示の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月11日告示第284号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日告示第108号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月2日告示第82号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

（準備行為）

2 この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

始良市総合計画審議会の公募委員の選考基準

- 1 始良市総合計画審議会公募委員選考委員会において応募者から提出された応募書類について審査する。
- 2 委員長及び委員それぞれにおいて、次表の評価項目に基づき採点し、5人の得点合計の上位者から、順次公募委員の候補者として選考する。
 なお、得点合計が同点の場合は、委員長が抽選を行い、当該候補者の順位を決定する。
- 3 5人の審査員の得点合計が75点（満点 150点）に満たない場合は、候補者として推薦しない。

| 区分 | 審査員1人当たり配点 | 審査の基準 |
|------------------|------------|--|
| 性別 | 3点 | 公募委員を除いた委員候補者に女性が3割以上確保できていないとき…女性応募者に3点 |
| 世代 | 3点 | 公募委員を除いた委員候補者に ① 10歳区分に分けた同世代がないとき…当該応募者に3点 ② 10歳区分に分けた同世代が1人しかいないとき…当該応募者に1点 |
| 年齢 | 3点 | ① 30歳未満…当該応募者に3点 ② 40歳未満…当該応募者に2点 ③ 60歳未満…当該応募者に1点 |
| 職業 | 3点 | ① 市議会議員、市行政委員会委員、市職員…失格 ② ①以外の公務員…1点 ③ ①、②以外の応募者…3点 |
| 総合計画に対する意見や応募の動機 | 18点 | ① 総合計画の策定に対して意欲や熱意について ・とても感じられる…6点 ・ある程度感じられる…3点 ・あまり感じられない…1点 ・未記載…0点 ② 記載内容について ・論理に一貫性があり、まとまっておりとてもわかりやすい…6点 ・ある程度わかりやすい…3点 ・わかりにくい…1点 ・未記載…0点 ③ 応募動機について ・特に優れている…6点 ・ある程度優れている…3点 ・あまり優れていない…1点 ・未記載…0点 |
| 合計 | 30点 | |

様式第1号（第4条関係）

始良市総合計画審議会公募委員応募用紙

| | | | |
|--|-------------------------|----|-----|
| ふりがな | | | 性別 |
| 氏名 | | | 男・女 |
| 生年月日 | 年 月 日 生 歳 (年 月 日現在) | | |
| 住所 | 〒 ー 始良市 | | |
| 電話番号 | | 職業 | |
| FAX番号 | | | |
| ※ ボランティア活動など現在所属されている団体名又は過去に団体・グループ・サークル等に所属されていたときはその団体名と活動内容を御記入ください。 | | | |
| | | | |
| 応募された動機と「 」 に関する意見・提言を「400字以内」で裏面に御記入ください。 | | | |

備考 上表に御記入いただいたあなた様の氏名、住所その他個人情報につきましては、始良市総合計画審議会の公募委員の選考のためだけに使用し、これ以外には使用いたしません。

【応募者の誓約】

私は、次の事項について誓約し、上記のとおり申し込みます。

- 1 この応募用紙の記載内容が事実と相違ないこと。
- 2 始良市総合計画審議会委員公募要項に規定されている応募資格を満たしていること。
- 3 申込資格を満たさなくなったときは、すぐに申し出ること。

年 月 日

氏 名

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

始良市長

始良市総合計画審議会委員選任通知書

この度は、始良市総合計画審議会委員に御応募いただきありがとうございました。

さて、御応募いただいた書類につきまして、始良市総合計画審議会公募委員選考委員会において厳正に審査しました結果、あなた様を始良市総合計画審議会委員に選任することに決定しましたので通知いたします。

なお、第1回会議（委嘱状の交付を含む。）の開催日程につきましては、後日改めて通知いたします。

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

始良市長

始良市総合計画審議会委員不選任通知書

この度は、始良市総合計画審議会委員に御応募いただきありがとうございました。

さて、御応募いただいた書類につきまして、始良市総合計画審議会公募委員選考委員会において厳正に審査しました結果、残念ながら今回は不選任とさせていただきますことになりましたので通知いたします。

なお、今後におきましても、市政発展のため御提言・御助言を賜りますようお願いいたします。